平成２９年（フ）第４３号
宮城県石巻市わかば１丁目２番地５、前住所
宮城県石巻市川口町３丁目３番25号
破産者　佐藤　　孝
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１１１号
埼玉県行田市城西３丁目７番39号
破産者　市川電気工事こと　市川　洋三
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１９６号
埼玉県東松山市本町２丁目10番32号　パラシオン糀屋501
破産者　塚田　真史
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２３０号
埼玉県比企郡小川町大字大塚171番地７
破産者　栗原あい子
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２３８号
埼玉県熊谷市新堀157番地１　ヴィラカゴハラ201
破産者　武田　　敏
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第４９７号
横浜市磯子区杉田３丁目31番８号
破産者　仲村知加こと　卞　　年子
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９８０号
横浜市都筑区北山田５丁目１番53―306号
破産者　金澤　祐一
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０９６号
横浜市旭区本宿町28番地１　ホープヒル本宿302
破産者　礒　昭太郎
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２４号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋91番地の１天山寮、前住所埼玉県春日部市増富879番地１
破産者　北川　昭夫
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４７１号
神奈川県平塚市万田94番地　ヴェルドミール湘南102号
破産者　高橋　康彦
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３９号
山梨県富士吉田市上吉田910番地
破産者　山崎　孝行
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第１９３号
静岡県牧之原市波津852番地７
破産者　イムラ機工こと　伊村　修一
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０１号
静岡県焼津市本町２丁目12番８－301号　ヴィラマリソール焼津、旧住所静岡県焼津市道原210番地の３
破産者　成川満寿男
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３４９号
静岡市清水区上２丁目６番４号
破産者　安田恵里那
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３６５号
愛知県春日井市宮町字宮町160番地92
破産者　竹中佳津己
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３６６号
愛知県春日井市宮町字宮町160番地92
破産者　竹中　良介
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９１８号
名古屋市中川区神郷町２丁目19番地
破産者　鯉沼　　孝
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１１２号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松１番地の１　県営東浦住宅４棟302号
破産者　新海夫久枝
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２０３号
名古屋市名東区大針１丁目325番地　ヒルズ富士103号、従前の住所岐阜県美濃加茂市加茂野町市橋1172番地　グッドラックプレイス２号棟101号室
破産者　市川　浩子（旧姓黒仁田）
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部